

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	令和 6 年度御殿場市一般会計補正予算（第 9 号） について	資料 4
議案第 2 号	令和 6 年度御殿場市国民健康保険特別会計補正予算 （第 5 号）について	資料 4
議案第 3 号	令和 6 年度御殿場市救急医療センター特別会計補正 予算（第 2 号）について	資料 4
議案第 4 号	令和 6 年度御殿場市介護保険特別会計補正予算 （第 3 号）について	資料 4
議案第 5 号	令和 6 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）について	資料 4
議案第 6 号	令和 7 年度御殿場市一般会計予算について	資料 5 資料 6
議案第 7 号	令和 7 年度御殿場市国民健康保険特別会計予算について	資料 5
議案第 8 号	令和 7 年度御殿場市救急医療センター特別会計予算 について	資料 5
議案第 9 号	令和 7 年度御殿場市介護保険特別会計予算について	資料 5
議案第 10 号	令和 7 年度御殿場市後期高齢者医療特別会計予算 について	資料 5
議案第 11 号	令和 7 年度御殿場市上水道事業会計予算について	資料 7
議案第 12 号	令和 7 年度御殿場市工業用水道事業会計予算について	資料 7
議案第 13 号	令和 7 年度御殿場市簡易水道事業会計予算について	資料 7
議案第 14 号	令和 7 年度御殿場市公共下水道事業会計予算について	資料 7

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 5 号	令和 7 年度御殿場市農業集落排水事業会計予算について	資料 7
議案第 1 6 号	令和 7 年度御殿場市公設浄化槽事業会計予算について	資料 7
議案第 1 7 号	御殿場市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する 条例の一部を改正する条例制定について	1
議案第 1 8 号	御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例制定について	2
議案第 1 9 号	御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の 一部を改正する条例制定について	1 8
議案第 2 0 号	御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例制定について	2 6
議案第 2 1 号	御殿場市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する 条例の一部を改正する条例制定について	2 8
議案第 2 2 号	御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給 並びに費用弁償条例の一部を改正する条例制定について	2 9
議案第 2 3 号	御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例制定について	3 0
議案第 2 4 号	御殿場市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について	3 1
議案第 2 5 号	御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例制定について	3 3
議案第 2 6 号	御殿場市職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例の一部を改正する条例制定について	3 4
議案第 2 7 号	御殿場市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 の一部を改正する条例制定について	3 6
議案第 2 8 号	御殿場市手数料条例の一部を改正する条例制定について	3 7

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 29 号	御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定について	57
議案第 30 条	御殿場市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	58
議案第 31 条	御殿場市学校法人助成に関する条例の一部を改正する 条例制定について	59
議案第 32 号	市道路線の廃止について	60
議案第 33 号	市道路線の認定について	61
議案第 34 号	市道路線の変更について	63
同意第 1 号	御殿場市外 1 組合公平委員会委員の選任について	64
同意第 2 号	御殿場市農業委員会委員の任命について	65
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	66

議案第 17 号

御殿場市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成 18 年御殿場市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 13 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号

御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 御殿場市職員の給与に関する条例（昭和30年御殿場市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	326,600	350,900	390,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	328,400	353,400	392,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	330,200	355,600	395,200
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	331,900	357,600	397,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	333,600	359,400	399,300
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	335,300	361,600	401,200
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	336,800	363,500	403,200
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	338,500	365,400	405,300
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	340,000	367,300	407,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	341,700	369,500	409,000
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	343,200	371,500	411,000
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	344,800	373,600	412,800
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	346,300	375,700	414,400
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	347,900	377,800	416,100
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	349,500	379,900	417,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	351,000	382,100	419,700
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	352,600	383,800	421,400
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	354,400	385,500	423,000
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	355,800	387,300	424,700
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	357,400	389,000	426,300
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	358,800	390,700	428,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	360,300	392,400	429,400
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	361,900	394,100	430,800
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	363,300	395,800	432,200
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	365,200	397,300	433,500
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	367,000	398,700	434,700
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	368,900	400,100	435,900

28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	370,600	401,500	437,100
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	372,100	402,900	438,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	373,900	404,200	438,600
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	375,500	405,400	439,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	377,100	406,500	440,000
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	378,700	407,600	440,600
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	380,100	408,900	441,300
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	381,500	410,100	441,800
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	382,800	411,200	442,400
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	384,200	412,300	442,900
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	385,400	413,100	443,400
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	386,500	413,800	444,000
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	387,500	414,600	444,600
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	388,600	415,100	445,000
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	389,800	415,700	445,500
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	390,800	416,300	445,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	391,900	416,800	446,200
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	392,600	417,500	446,500
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	393,300	418,300	446,900
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	393,900	418,600	447,200
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	394,600	419,300	447,500
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	395,200	419,800	447,800
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	395,800	420,100	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	396,300	420,500	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	396,700	420,900	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	397,100	421,300	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	397,300	421,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	397,600	422,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	397,800	422,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	398,100	422,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	398,400	423,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	398,700	423,200	
60	248,500	286,100	329,700	369,600	386,200	399,000	423,500	

61	249,400	286,700	330,400	370,000	386,600	399,200	423,800	
62	250,500	287,400	331,300	370,600	387,200	399,500		
63	251,300	288,000	332,000	371,300	387,800	399,800		
64	252,200	288,500	332,800	372,000	388,300	400,100		
65	252,700	289,000	333,600	372,300	388,700	400,300		
66	253,200	289,600	334,000	373,000	389,300	400,600		
67	253,700	290,100	334,600	373,700	389,900	400,900		
68	254,200	290,700	335,300	374,300	390,400	401,200		
69	254,700	291,200	336,100	374,600	390,800	401,400		
70	254,900	291,700	336,800	375,100	391,300	401,700		
71	255,100	292,300	337,500	375,700	391,800	401,900		
72	255,300	292,900	338,100	376,300	392,400	402,100		
73	255,500	293,400	338,600	376,600	392,700	402,300		
74	255,700	293,900	339,200	377,200	393,100	402,600		
75	255,900	294,300	339,700	377,900	393,500	402,900		
76	256,100	294,600	340,300	378,500	393,900	403,100		
77	256,300	294,800	340,600	378,900	394,200	403,300		
78	256,500	295,100	341,100	379,400	394,500	403,600		
79	256,700	295,300	341,500	380,000	394,800	403,900		
80	256,900	295,600	341,900	380,500	395,000	404,100		
81	257,100	295,800	342,300	381,000	395,200	404,300		
82	257,300	296,000	342,800	381,600	395,500	404,600		
83	257,400	296,300	343,300	382,100	395,800	404,900		
84	257,500	296,500	343,800	382,400	396,000	405,100		
85	257,600	296,800	344,100	382,800	396,200	405,300		
86	257,700	297,100	344,500	383,300	396,500	405,500		
87	257,800	297,400	344,900	383,700	396,800	405,800		
88	257,900	297,700	345,300	384,100	397,000	406,100		
89	258,000	298,000	345,600	384,500	397,200	406,400		
90	258,100	298,300	346,000	385,000	397,500	406,700		
91	258,200	298,600	346,400	385,400	397,800	407,000		
92	258,300	299,000	346,800	385,800	398,000	407,300		
93	258,400	299,200	347,000	386,100	398,200	407,600		

94		299,400	347,400	386,400	398,400			
95		299,700	347,800	386,800	398,700			
96		300,100	348,200	387,200	399,000			
97		300,300	348,400	387,600	399,300			
98		300,600	348,800	388,000	399,600			
99		301,000	349,200	388,400	399,900			
100		301,400	349,500	388,800	400,200			
101		301,600	349,800	389,200	400,500			
102		301,900	350,200	389,600	400,800			
103		302,200	350,600	390,000	401,100			
104		302,500	351,000	390,400	401,400			
105		302,700	351,500	390,800	401,700			
106		303,000	351,900	391,200	402,000			
107		303,300	352,300	391,600	402,300			
108		303,600	352,700	392,000	402,600			
109		303,800	353,200	392,400	402,900			
110		304,200	353,600	392,800	403,200			
111		304,600	353,900	393,200	403,500			
112		304,900	354,200	393,600	403,800			
113		305,100	354,700	394,000	404,100			
114		305,300		394,400				
115		305,600		394,800				
116		306,000		395,200				
117		306,200		395,600				
118		306,400		396,000				
119		306,700		396,400				
120		307,000		396,800				
121		307,400		397,200				
122		307,600		397,600				
123		307,900		398,000				
124		308,200		398,400				
125		308,500		398,800				

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第2条 御殿場市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に、「同項第2号」を「同項第1号」に、「1万円」を「1万3,000円」に改める。

第9条の2第2項中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第9条の3第1項第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」に改める。

第15条の2の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項本文中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「12,000円」を「1万2,000円」に改め、「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第19条の2第1項中「、第8条、第9条の3及び第10条の3」を「及び第8条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	346,300	383,800	399,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	347,900	385,500	401,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	349,500	387,300	403,200
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	351,000	389,000	405,300
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	352,600	390,700	407,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	354,400	392,400	409,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	355,800	394,100	411,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	357,400	395,800	412,800
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	358,800	397,300	414,400
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	360,300	398,700	416,100
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	361,900	400,100	417,900
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	363,300	401,500	419,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	365,200	402,900	421,400
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	367,000	404,200	423,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	368,900	405,400	424,700
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	370,600	406,500	426,300
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	372,100	407,600	428,000
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	373,900	408,900	429,400
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	375,500	410,100	430,800
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	377,100	411,200	432,200
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	378,700	412,300	433,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	380,100	413,100	434,700
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	381,500	413,800	435,900
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	382,800	414,600	437,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	384,200	415,100	438,000
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	385,400	415,700	438,600
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	386,500	416,300	439,300

28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	387,500	416,800	440,000
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	388,600	417,500	440,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	389,800	418,300	441,300
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	390,800	418,600	441,800
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	391,900	419,300	442,400
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	392,600	419,800	442,900
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	393,300	420,100	443,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	393,900	420,500	444,000
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	394,600	420,900	444,600
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	395,200	421,300	445,000
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	395,800	421,600	445,500
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	396,300	422,000	445,900
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	396,700	422,300	446,200
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	397,100	422,600	446,500
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	397,300	423,000	446,900
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	397,600	423,200	447,200
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	397,800	423,500	447,500
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	398,100	423,800	447,800
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	398,400		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	398,700		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	399,000		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	399,200		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	399,500		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	399,800		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	400,100		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	400,300		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	400,600		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	400,900		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	401,200		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	401,400		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	401,700		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	401,900		
60	248,500	286,100	332,800	374,300	390,400	402,100		

61	249,400	286,700	333,600	374,600	390,800	402,300		
62	250,500	287,400	334,000	375,100	391,300	402,600		
63	251,300	288,000	334,600	375,700	391,800	402,900		
64	252,200	288,500	335,300	376,300	392,400	403,100		
65	252,700	289,000	336,100	376,600	392,700	403,300		
66	253,200	289,600	336,800	377,200	393,100	403,600		
67	253,700	290,100	337,500	377,900	393,500	403,900		
68	254,200	290,700	338,100	378,500	393,900	404,100		
69	254,700	291,200	338,600	378,900	394,200	404,300		
70	254,900	291,700	339,200	379,400	394,500	404,600		
71	255,100	292,300	339,700	380,000	394,800	404,900		
72	255,300	292,900	340,300	380,500	395,000	405,100		
73	255,500	293,400	340,600	381,000	395,200	405,300		
74	255,700	293,900	341,100	381,600	395,500	405,500		
75	255,900	294,300	341,500	382,100	395,800	405,800		
76	256,100	294,600	341,900	382,400	396,000	406,100		
77	256,300	294,800	342,300	382,800	396,200	406,400		
78	256,500	295,100	342,800	383,300	396,500	406,700		
79	256,700	295,300	343,300	383,700	396,800	407,000		
80	256,900	295,600	343,800	384,100	397,000	407,300		
81	257,100	295,800	344,100	384,500	397,200	407,600		
82	257,300	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	257,400	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	257,500	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	257,600	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	257,700	297,100	346,000	386,400	398,400			
87	257,800	297,400	346,400	386,800	398,700			
88	257,900	297,700	346,800	387,200	399,000			
89	258,000	298,000	347,000	387,600	399,300			
90	258,100	298,300	347,400	388,000	399,600			
91	258,200	298,600	347,800	388,400	399,900			
92	258,300	299,000	348,200	388,800	400,200			
93	258,400	299,200	348,400	389,200	400,500			

94		299,400	348,800	389,600	400,800			
95		299,700	349,200	390,000	401,100			
96		300,100	349,500	390,400	401,400			
97		300,300	349,800	390,800	401,700			
98		300,600	350,200	391,200	402,000			
99		301,000	350,600	391,600	402,300			
100		301,400	351,000	392,000	402,600			
101		301,600	351,500	392,400	402,900			
102		301,900	351,900	392,800	403,200			
103		302,200	352,300	393,200	403,500			
104		302,500	352,700	393,600	403,800			
105		302,700	353,200	394,000	404,100			
106		303,000	353,600	394,400				
107		303,300	353,900	394,800				
108		303,600	354,200	395,200				
109		303,800	354,700	395,600				
110		304,200		396,000				
111		304,600		396,400				
112		304,900		396,800				
113		305,100		397,200				
114		305,300		397,600				
115		305,600		398,000				
116		306,000		398,400				
117		306,200		398,800				
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（第18条第2項及び同条第3項並びに第19条第2項第1号及び同項第2号の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定は令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の御殿場市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において御殿場市職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例第8条の規定の適用については、同条第2項中

「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」とし、「とする」とあるのは「とし、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

7 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例第9条の2規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは「100分の5」とする。

(規則への委任)

8 前7項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第4項関係）

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	2
7	3	1	1	1	1	3
8	4	1	1	1	1	4
9	5	1	1	1	1	5
10	6	2	2	1	1	6
11	7	3	3	1	1	7
12	8	4	4	1	1	8
13	9	5	5	1	1	9
14	10	6	6	2	1	10
15	11	7	7	3	1	11
16	12	8	8	4	1	12

17	13	9	9	5	1	13
18	14	10	10	6	2	14
19	15	11	11	7	3	15
20	16	12	12	8	4	16
21	17	13	13	9	5	17
22	18	14	14	10	6	18
23	19	15	15	11	7	19
24	20	16	16	12	8	20
25	21	17	17	13	9	21
26	22	18	18	14	10	22
27	23	19	19	15	11	23
28	24	20	20	16	12	24
29	25	21	21	17	13	25
30	26	22	22	18	14	26
31	27	23	23	19	15	27
32	28	24	24	20	16	28
33	29	25	25	21	17	29
34	30	26	26	22	18	30
35	31	27	27	23	19	31
36	32	28	28	24	20	32
37	33	29	29	25	21	33
38	34	30	30	26	22	34
39	35	31	31	27	23	35
40	36	32	32	28	24	36
41	37	33	33	29	25	37
42	38	34	34	30	26	38
43	39	35	35	31	27	39
44	40	36	36	32	28	40
45	41	37	37	33	29	41
46	42	38	38	34	30	42
47	43	39	39	35	31	43
48	44	40	40	36	32	44
49	45	41	41	37	33	45

50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		

83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82	78		
91	87	83	83	79		
92	88	84	84	80		
93	89	85	85	81		
94	90	86	86			
95	91	87	87			
96	92	88	88			
97	93	89	89			
98	94	90	90			
99	95	91	91			
100	96	92	92			
101	97	93	93			
102	98	94	94			
103	99	95	95			
104	100	96	96			
105	101	97	97			
106	102	98	98			
107	103	99	99			
108	104	100	100			
109	105	101	101			
110	106	102	102			
111	107	103	103			
112	108	104	104			
113	109	105	105			
114		106				
115		107				

116		108				
117		109				
118		110				
119		111				
120		112				
121		113				
122		114				
123		115				
124		116				
125		117				

議案第19号

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年御殿場市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第7条の4第3項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000	261,300
2	184,600	231,500	262,300
3	185,800	233,000	263,300
4	186,900	234,500	264,300
5	188,000	236,000	265,300
6	189,700	237,500	266,300
7	191,300	239,000	267,300
8	192,900	240,500	268,300
9	194,500	242,000	269,300
10	196,200	243,400	270,300

11	197, 800	244, 800	271, 300
12	199, 400	246, 200	272, 300
13	201, 000	247, 400	273, 300
14	202, 700	248, 600	274, 300
15	204, 400	249, 800	275, 300
16	206, 100	251, 000	276, 400
17	207, 400	252, 100	277, 400
18	209, 000	253, 200	278, 700
19	210, 600	254, 300	280, 000
20	212, 100	255, 400	281, 200
21	213, 600	256, 400	282, 500
22	215, 200	257, 400	283, 800
23	216, 800	258, 400	285, 000
24	218, 400	259, 400	286, 200
25	220, 000	260, 400	287, 300
26	221, 700	261, 300	288, 500
27	223, 000	262, 200	289, 800
28	224, 300	263, 100	291, 100
29	225, 600	263, 900	292, 400
30	226, 700	264, 700	293, 400
31	227, 800	265, 500	294, 400
32	228, 900	266, 300	295, 500
33	230, 000		
34	231, 100		
35	232, 200		
36	233, 300		
37	234, 400		
38	235, 400		
39	236, 400		
40	237, 300		
41	238, 200		
42	239, 100		
43	239, 900		

44	240,700		
45	241,400		
46	242,000		
47	242,600		
48	243,200		
49	243,800		
50	244,400		
51	245,000		
52	245,500		
53	246,000		
54	246,400		
55	246,700		
56	247,000		
57	247,300		
58	247,600		
59	247,900		
60	248,500		
61	249,400		
62	250,500		
63	251,300		
64	252,200		
65	252,700		
66	253,200		
67	253,700		
68	254,200		
69	254,700		
70	254,900		
71	255,100		
72	255,300		
73	255,500		
74	255,700		
75	255,900		
76	256,100		

77	256,300		
78	256,500		
79	256,700		
80	256,900		
81	257,100		
82	257,300		
83	257,400		
84	257,500		
85	257,600		
86	257,700		
87	257,800		
88	257,900		
89	258,000		
90	258,100		
91	258,200		
92	258,300		
93	258,400		

第2条 御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の2第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

第7条の4第3項中「100分の107.5」を「100分の105」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000	265,300
2	184,600	231,500	266,300
3	185,800	233,000	267,300
4	186,900	234,500	268,300
5	188,000	236,000	269,300
6	189,700	237,500	270,300
7	191,300	239,000	271,300

8	192,900	240,500	272,300
9	194,500	242,000	273,300
10	196,200	243,400	274,300
11	197,800	244,800	275,300
12	199,400	246,200	276,400
13	201,000	247,400	277,400
14	202,700	248,600	278,700
15	204,400	249,800	280,000
16	206,100	251,000	281,200
17	207,400	252,100	282,500
18	209,000	253,200	283,800
19	210,600	254,300	285,000
20	212,100	255,400	286,200
21	213,600	256,400	287,300
22	215,200	257,400	288,500
23	216,800	258,400	289,800
24	218,400	259,400	291,100
25	220,000	260,400	292,400
26	221,700	261,300	293,400
27	223,000	262,200	294,400
28	224,300	263,100	295,500
29	225,600	263,900	
30	226,700	264,700	
31	227,800	265,500	
32	228,900	266,300	
33	230,000		
34	231,100		
35	232,200		
36	233,300		
37	234,400		
38	235,400		
39	236,400		
40	237,300		

41	238,200		
42	239,100		
43	239,900		
44	240,700		
45	241,400		
46	242,000		
47	242,600		
48	243,200		
49	243,800		
50	244,400		
51	245,000		
52	245,500		
53	246,000		
54	246,400		
55	246,700		
56	247,000		
57	247,300		
58	247,600		
59	247,900		
60	248,500		
61	249,400		
62	250,500		
63	251,300		
64	252,200		
65	252,700		
66	253,200		
67	253,700		
68	254,200		
69	254,700		
70	254,900		
71	255,100		
72	255,300		
73	255,500		

74	255,700		
75	255,900		
76	256,100		
77	256,300		
78	256,500		
79	256,700		
80	256,900		
81	257,100		
82	257,300		
83	257,400		
84	257,500		
85	257,600		
86	257,700		
87	257,800		
88	257,900		
89	258,000		
90	258,100		
91	258,200		
92	258,300		
93	258,400		

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（第7条の2第3項及び第7条の4第3項の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定は令和6年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定について、前2項の規定にかかわらず、改正後の御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者の在職期間中の給与については、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定

に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の御殿場市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

5 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第20号

御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年御殿場市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

380,000
427,000
477,000
539,000
615,000

」を

「

392,000
440,000
492,000
555,000
634,000

」に改める。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第8条第1項中「、第13条」を「及び第13条」に改め、「及び第19条」を削り、同条第2項中「給与条例第18条第2項の」を「給与条例第18条第2項及び第19条第2項第1号の」に、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の82.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の御殿場市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 21 号

御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（昭和 32 年御殿場市
条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 225」を「100 分の 235」に改める。

第 2 条 御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 235」を「100 分の 230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行
する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条
例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第 1 条の規定による改正前の御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条
例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払
とみなす。

議案第 22 号

御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例

第 1 条 御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和 31 年御殿場市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第 2 条 御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 1 月 2 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 第 1 条の規定による改正前の御殿場市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 23 号

御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年御殿場市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「第 3 項まで」を「第 3 項」に改め、同条 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 3 項まで」を「第 3 項」に、「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の御殿場市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 24 号

御殿場市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市職員の退職手当に関する条例（昭和 38 年御殿場市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 1 2 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 1 9 項中「第 5 条の 3」の次に「及び第 6 条の 3」を加え、「同条本文中「6 月」とあるのは、「零月」と」を「第 5 条の 3 本文中「6 月」とあるのは「零月」と、第 5 条の 3 の表中及び第 6 条の 3 の表中「100 分の 3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が 1 年である職員にあっては、100 分の 2）」とあるのは「100 分の 3」と」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 9 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の御殿場市職員の退職手当に関する条例第 10 条第 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（御殿場市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた

者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する職業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 25 号

御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年御殿場市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項及び第 5 項」に改める。

第 20 条第 3 項中「第 61 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の改正規定は令和 7 年 10 月 1 日から、第 20 条の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

御殿場市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 30 年御殿場市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 8 条とし、第 2 条から第 4 条までを 3 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 3 条を加える。

（降給の種類）

第 2 条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

（降格の事由）

第 3 条 任命権者は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、当該職員を降格するものとする。

- (1) 職員が、降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなったとき
- (2) 人事評価及び勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績を考慮した上で、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められる場合であって、任命権者が降格の必要があると認めるとき

（降号の事由）

第4条 任命権者は、職員の人事評価及び勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、必要があると認められるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 27 号

御殿場市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

御殿場市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 14 年御殿場市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 御殿場市森林組合

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市手数料条例の一部を改正する条例

御殿場市手数料条例（昭和 58 年御殿場市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表建築物の建築確認の申請等の部中第 17 項を第 18 項とし、第 6 項から第 16 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定の申請	120,000 円	1 申請を 1 件とする。
---------------------------------	-----------	---------------

別表中建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定の部を次のように改める。

1 認定建築物 エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 4 条第	(1) 一戸建ての住宅	5,000 円	1 戸につき 1 件とする。	
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	5,000 円	1 申請を 1 件とする。
		申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	10,000 円	同
		申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	17,000 円	同
	申請戸数が 11 戸以上のもの	29,000 円	同	
(3) 共同住宅等	床面積が 300 平	10,000 円	同	

3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合	の共用部分 (基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。)	方メートル以内のもの			
		床面積が300平方メートルを超えるもの	17,000円	同	
	(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円	同	
		床面積が300平方メートルを超えるもの	17,000円	同	
2 その他の場	(1) 一戸建ての住宅	(5) その他の建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	10,000円	同
			床面積が300平方メートルを超えるもの	17,000円	同
		建築物のエネルギー消		1戸につき	

合

		費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による判定にあつては18,000円、その他の基準による判定にあつては37,000円	1件とする。
(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあつては18,000円、その他の基準による判定にあつては37,000円	1申請を1件とする。
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては35,000円、その他の基準による判定にあつては75,000円	同
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては51,000円、その他の基準による判定にあつて	同

		は 106,000 円	
	申請戸数が 11 戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあつては 75,000 円、その他の基準による判定にあつては 150,000 円	同
(3) 共同住宅等の共用部分（基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 13 条第 3 項第 1 号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積が 300 平方メートル以内のもの	118,000 円	同
	床面積が 300 平方メートルを超えるもの	149,000 円	同
(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であつて、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	床面積が 300 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあつては 94,000 円、その他の基準による判定にあつては 246,000 円	同
	床面積が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては 120,000 円、その他の基準による判定にあつては 309,000 円	同
(5) 共同住宅等の工場等の用	床面積が 300 平方メートル以内の	20,000 円	同

	途に供する部分	もの		
		床面積が300平方メートルを超えるもの	28,000円	同
	(6) その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては94,000円、その他の基準による判定にあっては246,000円	同
		床面積が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては120,000円、その他の基準による判定にあっては309,000円	同
	(7) その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	20,000円	同
		床面積が300平方メートルを超えるもの	28,000円	同

別表中建築物のエネルギー消費性能の変更に係る適合性の判定の部を次のように改める。

1 認定建築物 エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であつ	(1) 一戸建ての住宅		3,000円	1戸につき1件とする。
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	3,000円	1申請を1件とする。
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円	同
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円	同

て、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合		のもの		
		申請戸数が11戸以上のもの	17,000円	同
	(3) 共同住宅等の共用部分 (基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。)	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	同
		床面積が300平方メートルを超えるもの	10,000円	同
	(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	同
	床面積が300平方メートルを超えるもの	10,000円	同	
(5) その他の建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	同	

		床面積が300平方メートルを超えるもの	10,000円	同
2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による判定にあつては9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円	1戸につき1件とする。
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあつては9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円	1申請を1件とする。
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては18,000円、その他の基準による判定にあつては38,000円	同
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては27,000円、その他の基準による判定にあつては55,000円	同

	申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては40,000円、その他の基準による判定にあっては78,000円	同
(3) 共同住宅等の共用部分 (基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。)	床面積が300平方メートル以内のもの	60,000円	同
	床面積が300平方メートルを超えるもの	76,000円	同
(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては48,000円、その他の基準による判定にあっては124,000円	同
	床面積が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては61,000円、その他の基準による判定にあっては156,000円	同
(5) 共同住宅等の工場等の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	11,000円	同
	床面積が300平方メートルを超えるもの	16,000円	同
(6) その他の建築物の工場等	床面積が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては	同

	の用途に供する部分を除いた部分	もの	48,000 円、その他の基準による判定にあつては 124,000 円	
		床面積が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては 61,000 円、その他の基準による判定にあつては 156,000 円	同
	(7) その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積が 300 平方メートル以内のもの	11,000 円	同
		床面積が 300 平方メートルを超えるもの	16,000 円	同

別表建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る認定の申請の部中「第 35 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に、「共同住宅等の共用部分に係るもの」を「共同住宅等の共用部分（基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 13 条第 3 項第 1 号の規定を適用する建築物の場合に限る。）」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上計画に係る変更認定の申請の部中「共同住宅等の共用部分に係るもの」を「共同住宅等の共用部分（基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 13 条第 3 項第 1 号の規定を適用する建築物の場合に限る。）」に、「第 35 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に改め、同表中建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の部を削る。

別表中建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請の部を次のように改める。

1 認定建築物 エネルギー消費 性能向上計画に 記載された他の 建築物の場合又 は基準省令第 4 条第 3 項第 2 号 若しくは第 13 条第 3 項第 2 号	(1) 一戸建ての住宅		1,000 円	1 戸につき 1 件とする。
	(2) 共同住宅等 の住戸部分	申請戸数が 1 戸 のもの	1,000 円	1 申請を 1 件とする。
		申請戸数が 2 戸 以上 5 戸以下の もの	3,000 円	同
		申請戸数が 6 戸	5,000 円	同

<p>の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合</p>		以上10戸以下のもの		
		申請戸数が11戸以上のもの	8,000円	同
	(3) 共同住宅等の共用部分 (基準省令第4条第3項第1号若しくは第13条第3項第1号の規定を適用する建築物又は基準省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の場合に限る。)	床面積が300平方メートル以内のもの	3,000円	同
		床面積が300平方メートルを超えるもの	5,000円	同
	(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積が300平方メートル以内のもの	3,000円	同
	床面積が300平方メートルを超えるもの	5,000円	同	
(5) その他の建築物	床面積が300平方メートル以内のもの	3,000円	同	

		もの		
		床面積が300平方メートルを超えるもの	5,000円	同
2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による判定にあつては4,000円、その他の基準による判定にあつては9,000円	1戸につき1件とする。
	(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による判定にあつては4,000円、その他の基準による判定にあつては9,000円	1申請を1件とする。
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては9,000円、その他の基準による判定にあつては19,000円	同
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による判定にあつては13,000円、その他の基準による判定にあつて	同

		は 27,000 円	
	申請戸数が 11 戸以上のもの	市長が定める基準による判定にあっては 20,000 円、その他の基準による判定にあっては 39,000 円	同
(3) 共同住宅等の共用部分 (基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 13 条第 3 項第 1 号の規定を適用する建築物の場合に限る。)	床面積が 300 平方メートル以内のもの	30,000 円	同
	床面積が 300 平方メートルを超えるもの	38,000 円	同
(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積が 300 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 24,000 円、その他の基準による判定にあっては 62,000 円	同
	床面積が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあっては 30,000 円、その他の基準による判定にあっては 78,000 円	同
(5) 共同住宅等の工場等の用途に供する部分	床面積が 300 平方メートル以内のもの	5,000 円	同
	床面積が 300 平方メートルを超えるもの	8,000 円	同
(6) その他の建	床面積が 300 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による判定にあっては 27,000 円	同

	建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	方メートル以内のもの	る判定にあつては24,000円、その他の基準による判定にあつては62,000円	
		床面積が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による判定にあつては30,000円、その他の基準による判定にあつては78,000円	同
	(7) その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積が300平方メートル以内のもの	5,000円	同
		床面積が300平方メートルを超えるもの	8,000円	同

別表中建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請の部の次に次のように加える。

建築物のエネルギー消費性能の	1 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付する場合	(1) 一戸建ての住宅	1,000円	1戸につき1件とする。	
		(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1,000円	1申請を1件とする。
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円	同
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円	同
			申請戸数が11戸以上のもの	8,000円	同
		(3) 共同住宅等の共用部分(基準省令第	床面積が300平方メートル以内のもの	3,000円	同

向 上 計 画 に 係 る 軽 微 変 更 に 該 当 す る 証 明 の 申 請		4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。)	床面積が300平方メートルを超えるもの	5,000円	同
	(4) 共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分		床面積が300平方メートル以内のもの	3,000円	同
			床面積が300平方メートルを超えるもの	5,000円	同
	(5) その他の建築物		床面積が300平方メートル以内のもの	3,000円	同
			床面積が300平方メートルを超えるもの	5,000円	同
	2 その他の場合	(1) 一戸建ての住宅		建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては4,000円、その他の基準による審査にあって	1戸につき1件とする。

		は 9,000 円	
(2) 共同住宅等の住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては 4,000 円、その他の基準による審査にあっては 9,000 円	1 申請を 1 件とする。
	申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 9,000 円、その他の基準による審査にあっては 19,000 円	同
	申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては 13,000 円、その他の基準による審査にあっては 27,000 円	同
	申請戸数が 11 戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては 20,000 円、その他の基準による審査にあっては 39,000 円	同
(3) 共同住宅等の共用部分 (基準省令第 4 条第 3 項第 1 号又は第 13 条第 3 項第 1 号の規定を適用する建築物の場合に限る。)	床面積が 300 平方メートル以内のもの	30,000 円	同
	床面積が 300 平方メートルを超えるもの	38,000 円	同
(4) 共同住宅等の住戸部分及	床面積が 300 平方メートル以内の	市長が定める基準による審査にあっては	同

	び共用部分以外の部分	もの	24,000 円、その他の基準による審査にあつては 62,000 円	
		床面積が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては 30,000 円、その他の基準による審査にあつては 78,000 円	同
	(5) その他の建築物	床面積が 300 平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては 24,000 円、その他の基準による審査にあつては 62,000 円	同
		床面積が 300 平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては 30,000 円、その他の基準による審査にあつては 78,000 円	同

別表備考第 2 項を次のように改める。

2 建築物の建築確認の申請等の部第 1 項の申請に係る対象床面積の算定及び手数料は、次のように取り扱うものとする。

(1) 対象床面積は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1

エ 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る床面積の 2 分の 1

(2) 建築物省エネ施行規則第 2 条第 1 号又は第 2 項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物の場合を除く。）の場合

1棟ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額と建築物の建築確認の申請等の部第1項に掲げる手数料の額とを合わせた額

区分		手数料の額	
建築物の建築をする場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	13,000円	
	共同住宅等の住戸部	申請戸数が1戸のもの	13,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	24,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	34,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	46,000円
建築物の建築をする場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	6,000円	
	共同住宅等の住戸部	申請戸数が1戸のもの	6,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	12,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	23,000円

別表備考第3項中「第3項の申請」を「第2項及び第3項の申請」に改め、同項第1号に次のように加える。

ウ 建築物を大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合 当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

別表備考第3項第4号を次のように改める。

(4) 建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）の場合

1棟ごとに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる手数料の額と建築物の建築確認の申請等の部第2項又は第3項に掲げる手数料の額とを合わせた額

区分		手数料の額
一戸建ての住宅		3,000円
共同住宅等の住戸部	申請戸数が1戸のもの	3,000円

	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	15,000円
共同住宅等の共用部（基準省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の場合に限る。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	5,000円
共同住宅等の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	5,000円
共同住宅等の工場等の用途に供する部	床面積の合計が30平	1,000円

分	方メートル以内のもの	
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	5,000円
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1,000円
その他の建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が100平方メートルを超え、	1,000円

	200平方メートル以 内のもの	
	床面積の合計が200 平方メートルを超える もの	1,000円

別表備考第4項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表備考第5項中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 29 号

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御殿場市国民健康保険税条例（昭和 31 年御殿場市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の御殿場市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 30 号

御殿場市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市営住宅条例の一部を改正する条例

御殿場市営住宅条例（平成 9 年御殿場市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 市ホームページ

第 6 条第 2 項各号列記以外の部分を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が、前項第 2 号から第 6 号までの条件を具備するときは、市営住宅に入居することができる。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

第 6 条第 2 項第 7 号イ中「配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加える。

第 46 条中「、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得て」を削り、同条に次のただし書きを加える。

ただし、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

御殿場市学校法人助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市学校法人助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市学校法人助成に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市学校法人助成に関する条例（昭和 49 年御殿場市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 59 条第 1 項」を「第 132 条及び私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 10 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第32号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次のとおり市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和7年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
4512号線	御殿場市川島田1118番15地先	御殿場市川島田1118番21地先	
5242号線	御殿場市茱萸沢610番2地先	御殿場市茱萸沢610番4地先	
5248号線	御殿場市茱萸沢899番1地先	御殿場市茱萸沢901番7地先	
5271号線	御殿場市茱萸沢293番1地先	御殿場市茱萸沢293番1地先	
5314号線	御殿場市茱萸沢297番4地先	御殿場市茱萸沢296番1地先	

議案第33号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和7年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2215号線	御殿場市仁杉1530番地先	御殿場市仁杉129番4地先	
2216号線	御殿場市仁杉1479番地先	御殿場市仁杉1462番地先	
2217号線	御殿場市萩原918番32地先	御殿場市萩原918番28地先	
4613号線	御殿場市川島田1498番18地先	御殿場市川島田1489番2地先	
5373号線	御殿場市茱萸沢300番12地先	御殿場市茱萸沢300番38地先	
5374号線	御殿場市茱萸沢615番3地先	御殿場市茱萸沢547番3地先	
5375号線	御殿場市茱萸沢1060番5地先	御殿場市茱萸沢911番10地先	
5376号線	御殿場市茱萸沢1088番6地先	御殿場市川島田1489番18地先	
5377号線	御殿場市茱萸沢492番2地先	御殿場市茱萸沢492番4地先	
5378号線	御殿場市茱萸沢487番8地先	御殿場市茱萸沢486番5地先	

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
5379号線	御殿場市茱萸沢901番11地先	御殿場市茱萸沢871番8地先	
5380号線	御殿場市茱萸沢1055番3地先	御殿場市茱萸沢1081番19地先	

議案第34号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2、3項の規定により、次のとおり市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和7年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名		起 点	終 点	重要な 経過地
4199号線	旧	御殿場市川島田1495番1地先	御殿場市川島田1527番地先	
	新	御殿場市川島田1495番1地先	御殿場市川島田1501番2地先	
4200号線	旧	御殿場市川島田1564番1地先	御殿場市川島田1533番地先	
	新	御殿場市川島田1564番1地先	御殿場市川島田1548番1地先	

同意第 1 号

御殿場市外 1 組合公平委員会委員の選任について

次の者を御殿場市外 1 組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名 横山 敦

住 所 【略】

生年月日 【略】

同意第2号

御殿場市農業委員会委員の任命について

次の者を御殿場市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び第5項並びに農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1項第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月20日 提出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名	住 所	生年月日
鈴木 誠之	【略】	【略】
土屋 昌彦（※）	【略】	【略】
勝間田 安彦	【略】	【略】
長田 薫	【略】	【略】
勝間田 公博	【略】	【略】
瀬戸 孝雄（※）	【略】	【略】
福島 初代	【略】	【略】
小宮山 勉（※）	【略】	【略】
勝間田 美保子	【略】	【略】
勝間田 太住	【略】	【略】
長田 守正（※）	【略】	【略】

（※）御殿場市認定農業者

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

法務大臣に対し、次の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 20 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

氏 名	住 所	生年月日
内海 雅秀	【略】	【略】
杉山 清	【略】	【略】
勝又 康次	【略】	【略】
青木 正志	【略】	【略】

